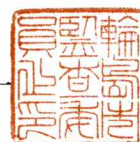


輪島市監査公表第3号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和元年11月1日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 大宮 正



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

令和元年10月9日（水） 市民課・門前総合支所地域生活課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高森 宝一

輪島市監査委員 大宮 正

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた令和元年度監査資料（平成31年4月から令和元年8月まで）に係る事務事業全般及び平成30年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 複写機使用料は、高齢者等への窓口対応に必要とのことであるが、複写機の使用目的等に対応した適切な処理に努めていただきたい。

- 国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）において、今年度老朽化した医療機器の更新を行っている。今後も診療に必要となる医療機器等の更新等については、適時適切な対応に努めていただきたい。

- 予算額が全て不用額となっているなど、多額の不用額が生じている。減額補正を行うなど不用額の低減に努めていただきたい。

- 窓口を訪れる方に対する笑顔での挨拶と窓口対応を毎朝確認しているとのことだが、対応次第では不快に感じる場合もあるので、窓口では適切な接遇に努めていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。